

令和5年度版 はじめての年金 【追 補】

雇用保険の基本日額等が令和5年8月1日から変更されたことに伴い、該当部分が下線のように変更されました。

●8頁「受けられる条件」の最下部

- ・賃金が月 370,452円（令和6年7月まで）未満